

## 裁量労働制の導入状況

## みなし労働時間制の導入状況

### (1) みなし労働時間制の有無・種類別採用企業数割合

(単位:%)

年・企業規模	合計	(M. A.)				みなし労働時間制を採用していない
		みなし労働時間制を採用している	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成 9	100.0	8.9	8.3	1.4	...	91.1
10	100.0	8.0	7.2	2.1	...	92.0
11	100.0	9.2	8.5	1.9	...	90.8
13(12年度)	100.0	8.2	7.4	1.7	0.4	91.8
14(13年度)	100.0	8.4	7.0	1.2	0.9	91.6
15(14年度)	100.0	8.1	7.3	1.4	0.3	91.9
16(15年度)	100.0	9.8	8.6	2.5	0.5	90.2
1,000人以上	100.0	23.2	20.3	7.3	1.9	76.8
100~999人	100.0	13.1	11.8	3.1	0.9	86.9
300~999人	100.0	19.4	17.2	4.1	0.7	80.6
100~299人	100.0	11.1	10.1	2.8	1.0	88.9
30~99人	100.0	8.1	6.9	2.2	0.3	91.9

資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。  
 2) 「企画業務型裁量労働制」は平成12年4月より施行した。  
 3) 「専門業務型裁量労働制」は、平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査していたものである。

### (2) みなし労働時間制の有無・種類別適用労働者数割合

(単位:%)

年・企業規模	合計	(M. A.)				みなし労働時間制を適用されない労働者
		みなし労働時間制の適用労働者	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成 9	100.0	5.5	5.1	0.4	...	94.5
10	100.0	5.0	4.4	0.5	...	95.0
11	100.0	5.1	4.6	0.5	...	94.9
13(12年度)	100.0	4.0	3.4	0.5	0.0	96.0
14(13年度)	100.0	4.2	3.5	0.6	0.1	95.8
15(14年度)	100.0	5.8	5.1	0.6	0.0	94.2
16(15年度)	100.0	7.2	6.2	0.9	0.1	92.8
1,000人以上	100.0	10.8	9.7	1.0	0.1	89.2
100~999人	100.0	5.8	5.0	0.8	0.1	94.2
300~999人	100.0	6.7	6.0	0.7	0.0	93.3
100~299人	100.0	5.0	4.0	0.9	0.1	95.0
30~99人	100.0	3.1	2.4	0.7	0.1	96.9

資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。  
 2) 「企画業務型裁量労働制」は平成12年4月より施行した。  
 3) 「専門業務型裁量労働制」は、平成11年まで「裁量労働のみなし労働時間制」として調査していたものである。

産業別の裁量労働制採用企業数の割合（平成16年）

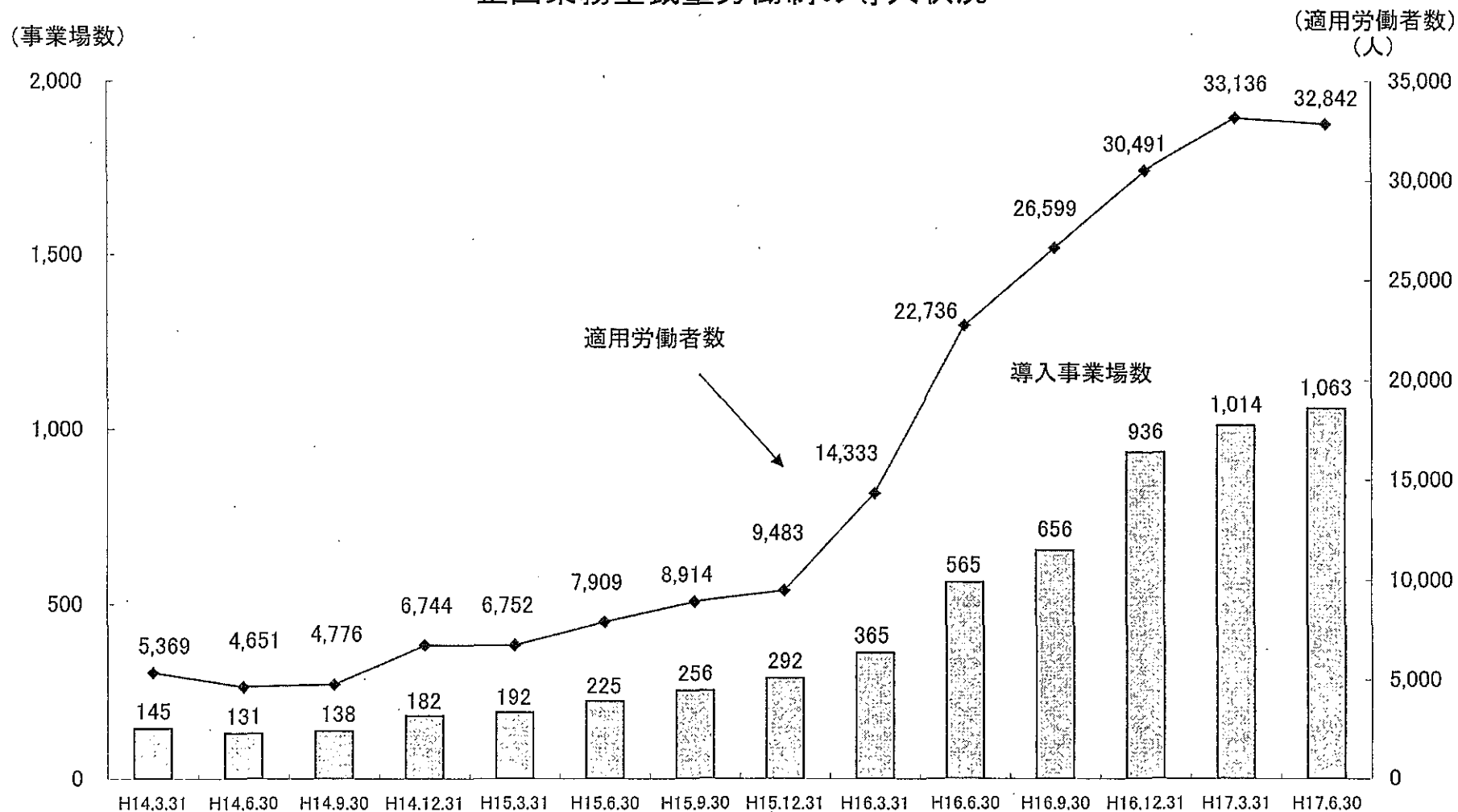
（単位：％）

産業・企業規模	企画業務型裁量労働制		専門業務型裁量労働制																			
	企画業務型裁量労働制採用企業数割合	企画、立案、調査及び分析の業務がある企業＝100とした場合の企画業務型裁量労働制採用企業数割合	専門業務型裁量労働制採用企業数割合	適用業務がある企業＝100とした場合の専門業務型裁量労働制採用企業数割合																	(複数回答)	
				新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリアコーディネーター	ゲームソフトの創作	証券アナリスト	金融商品の開発	公認会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業診断士	
調査産業計	[ 0.5]	4.0	[ 2.5]	7.1	6.9	19.4	15.4	26.1	36.4	4.6	0.2	73.8	5.3	3.2	-	-	5.1	-	-	-	-	
鉱業	-	-	[ -]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	[ 0.1]	0.8	[ 2.6]	5.7	0.8	14.6	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.8	-	-	-	-	
製造業	[ 0.4]	3.3	[ 2.8]	7.0	10.2	12.1	8.0	0.4	35.0	6.3	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	[ -]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	[ 4.1]	10.6	[ 16.3]	9.2	12.4	29.0	11.7	31.7	69.4	6.2	-	79.3	-	33.1	-	-	-	-	-	-	-	
運輸業	-	-	[ 0.0]	0.6	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
卸売・小売業	[ 0.6]	4.6	[ 1.1]	7.3	0.1	-	6.3	39.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融・保険業	[ 0.9]	2.1	[ 1.5]	9.4	5.1	26.7	-	-	-	-	-	-	-	6.5	-	-	-	-	-	-	-	
不動産業	[ 0.8]	5.3	[ 0.8]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-	
飲食店、宿泊業	[ 0.0]	0.2	[ 0.0]	0.8	0.8	3.8	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	18.4	-	-	-	-	
医療、福祉	-	-	[ 1.4]	18.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育、学習支援業	[ 0.1]	0.5	[ -]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業	[ 0.6]	4.0	[ 2.8]	10.1	3.5	26.6	41.1	30.5	29.2	-	-	-	-	-	-	-	7.3	-	-	-	-	

資料出所：「就労条件総合調査」（厚生労働省）

（注）〔 〕内の数値は、全企業数に対する企画業務型裁量労働制または専門業務型裁量労働制を採用している企業数割合である。

## 企画業務型裁量労働制の導入状況



資料出所:厚生労働省賃金時間課調べ

(注)適用事業場数及び適用労働者については、企画業務型裁量労働制に関する決議届の有効期間に各日付を含む企画業務型裁量労働制に関する決議届により集計した。

## 企画業務型裁量労働制の導入状況について

(平成17年6月30日現在)

### ○ 導入事業場数及び適用労働者数

導入事業場数	1,063
適用労働者数	32,842

### ○ 事業場規模別導入状況

1,000人以上	83
100～999人	460
10～99人	440
9人以下	80
合計	1,063

### ○ 業種別企業数

建設業	6
製造業	117
情報通信業	80
運輸業	3
卸売・小売業	36
金融・保険業	26
不動産業	9
飲食店, 宿泊業	2
医療, 福祉	4
教育, 学習支援業	7
サービス業	73
合計	363

※ 企画業務型裁量労働制に関する決議届の有効期間に平成17年6月30日を含む事業場。

※ 業種別企業数の項目については、平成14年10月1日より適用される改訂日本標準産業分類の項目に変更した。